

日本(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖は自由に実施できるか	自由 / <input checked="" type="radio"/> 許可など必要	
許可などの根拠	<input checked="" type="radio"/> 法律 / その他	内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)平成26年6月27日 内水面漁業の振興に関する法律施行令(政令第324号)平成26年10月1日
管理主体	水産庁	
上記制限の内容		
① 許可数上限	<input checked="" type="radio"/> 全体 / 地域別 / 無	許可対象: 業者、 <input checked="" type="radio"/> 養殖場、その他() 許可件数: 525件(2017.11-2018.10漁期)(2017.11.1時点)
② 施設規模上限	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	許可証に記載されている養殖池の総面積の範囲
③ ニホンウナギの池入れ量上限	<input checked="" type="radio"/> 全体 / 地域別 / <input checked="" type="radio"/> 個別 / 無	ニホンウナギ全体で21.7トンの範囲内(上限)で、養殖業者ごとに上限を設定
④ その他のウナギの池入れ量上限	<input checked="" type="radio"/> 全体 / 地域別 / <input checked="" type="radio"/> 個別 / 無	ニホンウナギ以外の種のウナギ全体で3.5トンの範囲内(上限)で、養殖業者ごとに上限を設定
⑤ 池入れサイズ制限	全体 / 地域別 / <input checked="" type="radio"/> 無	
⑥ 池入れ期間制限	全体 / 地域別 / <input checked="" type="radio"/> 無	
⑦ その他の制限	<input checked="" type="radio"/> 全体 / 地域別 / 無	・うなぎ養殖業者が、既養殖うなぎを更に別のうなぎ養殖業者の養殖用に出荷する場合には、必要事項を記載した出荷種類を出荷先に提出しなければならない ・その他の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	水産庁	毎月、養殖業者から国に対して池入れ数量を報告(法律に基づく義務)
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	水産庁	毎月、養殖業者から国に対して池入れ数量を報告(法律に基づく義務)
⑩ 罰則	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	無許可養殖の罰則: 3年以下の懲役又は200万円以下の罰金
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁は自由に実施できるか	自由 許可など必要	
許可などの根拠	法律 / その他	漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく都道府県の漁業調整規則(特別採捕許可)
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容		許可対象: 個人 組合 、その他(養鰻業者) 許可件数: 5,874件 採捕従事者: 18,524人(2017-2018年漁期)
① 許可数上限	全体 地域別 / 無	漁協、漁協の組合員、養鰻業者等に限定
② 漁法の制限	有 / 無	各都道府県によって使用できる漁具・漁法を限定
③ 採捕量上限	全体 地域別 個別 / 無	過去の実績、池面積等に応じて採捕量を決定
④ サイズ制限	全体 地域別 / 無	漁業調整規則の体長制限の解除
⑤ 採捕期間制限	全体 地域別 / 無	概ね12月から翌年4月
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体	採捕者は地方自治体に報告(義務)、地方自治体は国に情報提供(任意)
⑦ 罰則	有 / 無	罰則: 6ヶ月以下の懲役、10万円以下の罰金
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁は自由に実施できるか	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	
許可などの根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 / <input type="checkbox"/> その他	漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく都道府県の漁業調整規則、漁業権行使規則、遊漁規則、委員会指示
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	許可などの対象: <input checked="" type="checkbox"/> 個人、組合、その他()
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
② 漁法の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	各都道府県によって使用できる漁具・漁法を限定
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
④ サイズ制限	全体 <input checked="" type="checkbox"/> 地域別 / 無	制概ね20~30cmを下限に設定
⑤ 採捕期間制限	全体 <input checked="" type="checkbox"/> 地域別 / 無	各都道府県によって採捕禁止期間を設定(産卵に向かうために河川から海に下る時期である概ね10月~3月)
⑥ 採捕数量の把握主体		
⑦ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	罰則: 漁業調整規則(6ヶ月以下の懲役、10万円以下の罰金)、委員会指示(1年以下の懲役、50万以下の罰金)
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

韓国(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖は自由に実施できるか	<input checked="" type="radio"/> 自由 / 許可など必要	報告が必要(内水面漁業法)。養殖業促進法に基づく認可制の導入に向けて手続中(2016年12月28日に国会に提出)。
許可などの根拠 ※	<input checked="" type="radio"/> 法律 / その他	内水面漁業法(2000年7月29日) (内水面漁業開発促進法(1976年7月9日):ライセンス制→内水面漁業法(2000年7月29日):報告制)
管理主体	海洋漁業省養殖業課内水面漁業チーム	報告先: 地方政府
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	許可対象: 業者、養殖場、 <input checked="" type="radio"/> その他(個人) 報告件数: 555件
② 施設規模上限	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 個別 / 無	うなぎ養殖業者で構成される養鰻水協により池入上限を自主規制: ニホンウナギの上限を11.1トンに設定
④ その他のウナギの池入れ量上限	<input checked="" type="radio"/> 全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 個別 / 無	うなぎ養殖業者で構成される養鰻水協により池入上限を自主規制: ニホンウナギ以外のウナギ種全体で上限を13.2トンに設定
⑤ 池入れサイズ制限	<input checked="" type="radio"/> 全体 / 地域別 / 無	1匹あたり0.3グラム以下(水産資源管理法第35条、施行令第18条、施行規則第17条)
⑥ 池入れ期間制限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
⑦ その他の制限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	養鰻水協	養鰻水協が各養殖業者を調査
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	養鰻水協	水産物出荷管理支援法(2016年12月2日)及び施行規則(2017年6月)の改正により、ウナギの出荷先を指定する法律が発効予定。
⑩ 罰則	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	無報告で養殖業を営んだ場合の罰則: 500万ウォン以下の罰金 池入れ数量を超えた場合の罰則: なし 指定先に出荷しなかった場合の罰則: 2年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		2014年に合意された「共同声明」の遵守

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁は自由に実施できるか	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	承認が必要(内水面漁業法、漁業法)
許可などの根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 / その他	漁業法第41条第3項(シラスウナギすくい網漁業)、内水面漁業法第9条(内水面種苗採捕許可)漁業法(2010年4月23日発効)、内水面漁業法(2000年7月29日発効(承認は、内水面漁業開発促進法(1976年7月9日)以降義務)
管理主体	海洋漁業省養殖産業課内水面漁業チーム	許可主体: 地方政府
上記制限の内容		許可対象: <input checked="" type="checkbox"/> 個人、組合、その他 許可件数: 585件(シラスウナギだけでなく全ての種苗採捕に係る件数の合計)
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
② 漁法の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
④ サイズ制限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑤ 採捕期間制限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑥ 採捕数量の把握主体	国及び地方政府	シラスウナギの無許可採捕を管理
⑦ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	無許可操業の罰則: 1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁は自由に実施できるか	自由 / 許可など必要	承認が必要
許可などの根拠	法律 / その他	内水面漁業法第9条 内水面漁業法(2000年7月29日)
管理主体	海洋漁業省養殖産業課内水面漁業チーム	承認主体: 地方政府
上記制限の内容		許可などの対象: 個人 、組合、その他() 承認は魚種別ではなく漁法別に発給されるため、正確な数は把握できない。
① 許可数上限	全体 / 地域別 / 無	
② 漁法の制限	有 / 無	定置網、はえ縄、かご漁業
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 / 無	
④ サイズ制限	全体 / 地域別 / 無	15cm~45cm
⑤ 採捕期間制限	全体 / 地域別 / 無	6ヶ月間の禁漁(10月1日~3月31日)
⑥ 採捕数量の把握主体	中央政府及び地方政府	親ウナギの無許可採捕を管理
⑦ 罰則	有 / 無	無許可操業の罰則: 1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

チャイニーズ・タイペイ(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖は自由に実施できるか	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	
許可などの根拠 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> その他	ウナギ養殖業池入れ管理規則:2014年11月14日
管理主体	農業委員会	
上記制限の内容		
① 許可数上限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input type="checkbox"/> 無	許可対象:業者、養殖場、 <input checked="" type="checkbox"/> その他(養殖業者) 許可者数: 448件(2016-2017年漁期)
② 施設規模上限	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 無	
④ その他のウナギの池入れ量上限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 無	
⑤ 池入れサイズ制限	全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑥ 池入れ期間制限	全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑦ その他の制限	全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	漁業署 / 地方政府 / 台湾養鰻業開発財団、地元養鰻業者組合	養鰻業者は池入れ後10日以内に池入れ量を報告する必要がある。
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	漁業署 / 地方政府 / 台湾養鰻業開発財団、地元養鰻業者組合	養鰻業者の生産量は、池入れ量を超えてはならない。
⑩ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	無許可養殖の罰則:30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金 池入れ数量を超えた場合の罰則:30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁は自由に実施できるか	<input checked="" type="radio"/> 自由 / 許可など必要	
許可などの根拠 ※	<input checked="" type="radio"/> 法律 / その他	クロコの漁期制限に関する規制(2013年9月9日) 沿岸クロコ漁業に係る指示(2013年11月27日)
管理主体	農業会議	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
② 漁法の制限	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="radio"/> 無	
④ サイズ制限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
⑤ 採捕期間制限	<input checked="" type="radio"/> 全体 / 地域別 / 無	4月1日から10月31日(2018年); 3月1日から10月31日(その他の年)
⑥ 採捕数量の把握主体	地方政府及び地元漁業組合	シラスウナギ漁業者は地元漁業組合に漁獲量を報告することが推奨される。
⑦ 罰則	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	禁漁期間中の操業に対する罰則: 30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

※ 法律や規則の英文がある場合には添付してください。

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁は自由に実施できるか	<input checked="" type="radio"/> 自由 / 許可など必要	
許可などの根拠 ※	法律 <input checked="" type="radio"/> その他	ウナギ漁業禁漁区に関する規則(2013年以降)
管理主体	地方政府	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
② 漁法の制限	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="radio"/> 無	
④ サイズ制限	全体 <input checked="" type="radio"/> 地域別 / 無	8cm以上のクロコ
⑤ 採捕期間制限	全体 <input checked="" type="radio"/> 地域別 / 無	禁漁区については周年
⑥ 採捕数量の把握主体	地方政府	台湾の39河川で若齢ウナギ及び親ウナギの漁獲禁止
⑦ 罰則	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	禁漁区における操業に対する罰則:30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。